

事 務 連 絡
令和7年6月13日

特定非営利活動法人 日本呼吸器外科学会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室

「法的脳死判定マニュアル2024」について（依頼）

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

このたび、令和6年度厚生労働科学研究費補助金（移植医療基盤整備研究事業）「臓器提供に係る医療者教育に資する研究」（代表研究者：黒田 泰弘）において、別添のとおり「法的脳死判定マニュアル2024」が取りまとめられました。

脳死判定の個々の検査手法については、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙）（以下「ガイドライン」という。）において、「法的脳死判定マニュアル」（厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「脳死判定基準のマニュアル化に関する研究班」平成22年度報告書）に準拠して行うものとお示ししているところ、今後は「法的脳死判定マニュアル2024」に準拠して適正な移植医療を実施いただくとともに、当該マニュアルの内容についてご承知置きの上、貴会員への周知について御協力をお願いいたします。ガイドラインについては、今後改正があり次第別途通知する予定です。

なお、当該マニュアルに記載の脳死下臓器提供の施設条件のうち、救急医療等の関連分野において高度の医療を行う施設として挙げられている「日本集中治療医学会の学会認定集中治療施設」については、ガイドラインの「第4 臓器提供施設に関する事項」に記載のない項目であり、今後当該学会の要望も踏まえ、ガイドラインへの明記について検討してまいります。

御不明点等については、下記の連絡先まで御照会ください。

【連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

移植医療対策推進室臓器移植係 出内、田中、金村

TEL：03-3595-2256 FAX：03-3593-6223

メールアドレス：ishokuchousa@mhlw.go.jp

事務連絡
令和7年6月13日

特定非営利活動法人 日本呼吸器外科学会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
難病対策課移植医療対策推進室

「法的脳死判定マニュアル2024 に関する質疑応答書」について（依頼）

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

先般、令和6年度厚生労働科学研究費補助金（移植医療基盤整備研究事業）「臓器提供に係る医療者教育に資する研究」（代表研究者：黒田泰弘）（以下「厚労科研班」という。）において、「法的脳死判定マニュアル2024」（以下「マニュアル」という。）が取りまとめられたことから、「法的脳死判定マニュアル2024」について（依頼）（令和7年6月13日付事務連絡）によりお知らせしたところです。

脳死判定の個々の検査手法については、マニュアルに準拠して行うものとお示ししているところ、当該マニュアルの記載内容が「臓器の移植に関する法律施行規則」（平成9年厚生省令第78号。以下「省令」という。）及び「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙。以下「ガイドライン」という。）と異なる部分が見られ、また技術的事項についても質問が複数寄せられているところです。

今般、省令及びガイドライン並びにマニュアルの関係等の整理、技術的事項への回答を目的として、厚労科研班において、「法的脳死判定マニュアル2024 に関する質疑応答書」（以下「質疑応答書」という。）が作成されたことから、当該マニュアルに加え、質疑応答書の内容についてご承知おきの上、周知・運用について御協力をお願いいたします。

なお、マニュアルにおいて法的脳死判定記録書についても参考として例示がされているところ、本書式は省令に求められる事項を全て含んでいるものであり、使用することについては差し支えないことを申し添えます。また、厚労科研班において、「法的脳死判定記録書に関する確認事項」が作成されましたので併せて内容についてご承知おきください。

御不明点等については、下記の連絡先まで御照会ください。

【連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

移植医療対策推進室臓器移植係 出内、田中、金村

TEL：03-3595-2256 FAX：03-3593-6223

メールアドレス：ishokuchousa@mhlw.go.jp